

広報広聴会議

日 時 平成 2 5 年 3 月 4 日（月） 午 時 分 ~
場 所 全員協議会室

1 開議

2 委員長・副委員長の互選について

3 次回協議事項について

- （ 1 ）部会の設置（部会長、副部会長及び部会委員） 別紙、幹事会申合わせによる
- （ 2 ）当面の取り組み事項等について

次回開催：平成 2 5 年 3 月 6 日（水）1 3：3 0 ~

4 その他

広報広聴会議申合わせ

平成 2 5 年 2 月 2 5 日幹事会決定

【会議の目的】

議会に対する市民の理解と関心を高め、市民の意見を市政に反映させるための効果的かつ機動的な広報広聴活動を行うことを目的とする。

【会議の所掌事務】

- (1) 議会報の編集に関すること。
- (2) 議会報告会の企画及び運営に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。

【組織】

- ・ 会議は、9 人以内の委員をもって組織する。
- ・ 委員は、各常任委員会の副委員長職にある者をもって充てるほか、各会派から選出する。
- ・ 委員の任期は、2 年とする。

【委員長及び副委員長】

- ・ 会議に委員長 1 人及び副委員長 2 人を置く。
- ・ 委員長及び副委員長の選出は、委員の互選による。
- ・ 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- ・ 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- ・ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

【部会の設置】

- ・ 会議に広報部会及び広聴部会（以下「部会」という。）を置く。
- ・ 部会の所掌事務は次のとおりとする。
 - (1) 広報部会…議会だよりの編集に関することのほか、会議の所掌事務のうち委員長が会議に諮って指定する事務。
 - (2) 広聴部会…議会報告会の企画及び運営に関することのほか、会議の所掌事務のうち委員長が会議に諮って指定する事務。
- ・ 部会は、委員長が指名した副委員長及び委員をもって組織する。
- ・ 部会に部会長及び副部会長 1 人を置く。
- ・ 部会長は副委員長をもって充て、副部会長は部会に属する委員の互選により定める。

【委員以外の者の出席等】

委員長は、必要があると認めるときは、委員外議員等の会議への出席を求めて、発言させることができる。

【その他】

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。